		日	号外	ページ
一九六四	肥料を登録した件	二六	248	二
一九六五	肥料の登録の有効期間を更新した件	二六	248	四
一九六六	輸入業者又は登録外国生産業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件	二六	248	七
一九六七	肥料の登録を失効した件	二六	248	七
一九八三―一九八八	保安林の指定をする件	二九		二
一九八四	独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件	三〇		三
一九八五	動物医薬品検査所標準製剤等配布規程の一部を改正する件	三〇		三
二〇〇一―一九八六	保安林の指定をする件	三〇		三
二〇〇二	中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件	三〇	250	九五
二〇〇三	小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件	三〇	250	九六

○農林水産省、環境省

八	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件	一五		四

○経済産業省

二三四	電気事業法第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関を登録した件	二		四
二三五	中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件	九		八
二三六	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校を認定した件	一八		六
二三七	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件	一八		六
二三八	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針	一九	243	五五
二三九	非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準	一九	243	五八
二四〇	非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準	一九	243	五九
二四一	化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準	一九	243	五九
二四二	非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準	一九	243	六〇
二四三	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件	二二		五
二四四	特定物質に関する製造数量の許可申請期間に関する件	二二		五
二四五	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件	二五		四
二四六	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件	二五		四
二四七	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件	二五		四
二四八	電気事業法第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関を登録した件	二六		七
二四九	独立行政法人経済産業研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七二
二五〇	独立行政法人工業所有権情報・研修館が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七三
二五一	独立行政法人日本貿易保険が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七三
二五二	独立行政法人産業技術総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七三
二五三	独立行政法人製品評価技術基盤機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七三
二五四	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七三
二五六	独立行政法人原子力安全基盤機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七三
二五七	独立行政法人情報処理推進機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七四
二五八	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七四
二五九	独立行政法人中小企業基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産（産業基盤整備業務に係るものを除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六	247	七四